

監 第 45 号
平成 27 年 9 月 4 日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 中 村 三之助
同 鈴 木 正 穂
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

平成 26 年度健全化判断比率審査意見及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成 26 年度

健全化判断比率審査意見
及び資金不足比率審査意見

目 次

第1	審査の対象	1
1	健全化判断比率審査	1
2	資金不足比率審査	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の結果	2
1	健全化判断比率審査	2
(1)	健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成	2
(2)	健全化判断比率の分析	4
ア	実質赤字比率	4
イ	連結実質赤字比率	6
ウ	実質公債費比率	8
エ	将来負担比率	10
2	資金不足比率審査	13
(1)	資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成	13
(2)	資金不足比率の分析	14

表記に関する注意事項

- 注1 表中に用いる金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として1,000円未満を四捨五入して表示した。
- 2 文中及び表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨てて表示した。
- 3 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

平成 26 年度健全化判断比率審査意見及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

1 健全化判断比率審査

平成 26 年度決算における次の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率審査

平成 26 年度決算における次の特別会計に係る資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 京都市地域水道特別会計
- (2) 京都市京北地域水道特別会計
- (3) 京都市特定環境保全公共下水道特別会計
- (4) 京都市中央卸売市場第一市場特別会計
- (5) 京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計
- (6) 京都市農業集落排水事業特別会計
- (7) 京都市土地区画整理事業特別会計
- (8) 京都市水道事業特別会計
- (9) 京都市公共下水道事業特別会計
- (10) 京都市自動車運送事業特別会計
- (11) 京都市高速鉄道事業特別会計

第 2 審査の期間

平成 27 年 6 月から同年 9 月まで

第3 審査の結果

1 健全化判断比率審査

(1) 健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成

審査の対象とした健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかについて審査を行ったところ、いずれも適正に行われていると認めた。

平成26年度決算における健全化判断比率及びその対象となる会計等は、次のとおりである。

(表1) 平成26年度決算における健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—	—	15.0	228.9
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
(参考)平成25年度	—	—	14.0	230.2

(表 2) 健全化判断比率等の算定対象会計等

区 分		比率の算定対象会計等					
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		雇用対策事業特別会計					
		土地取得特別会計					
		市公債特別会計					
	市立病院機構病院事業債特別会計						
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	国民健康保険事業特別会計						
	介護保険事業特別会計						
	後期高齢者医療特別会計						
	駐車場事業特別会計						
	公営企業に係る特別会計	法非適用	地域水道特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
			京北地域水道特別会計				
			特定環境保全公共下水道特別会計				
			中央卸売市場第一市場特別会計				
			中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計				
		農業集落排水事業特別会計					
		土地区画整理事業特別会計					
		法適用	水道事業特別会計				
			公共下水道事業特別会計				
自動車運送事業特別会計							
高速鉄道事業特別会計							
一部事務組合・広域連合 (京都府後期高齢者医療広域連合, 関西広域連合等)		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
地方公社・第三セクター, 地方独立行政法人等 (京都市土地開発公社, 京都御池地下街株式会社等)		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		

注 1 「法適用」は地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業, 「法非適用」はそれ以外の公営企業である。

2 資金不足比率は, 公営企業ごとに算定される。審査の結果は, 「2 資金不足比率審査」のとおり。

(2) 健全化判断比率の分析

ア 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である実質赤字比率について、当年度は、前年度と同様に実質赤字額がなかったため発生していない。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は 11.25%であり、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は 20.00%である。

(表 3) 実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%)

年 度	実質赤字額 A	標準財政規模 B (注)	実質赤字比率 A/B	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成 26 年度	—	348,859,404	—	11.25	20.00
平成 25 年度	—	348,875,497	—		
対前年度増△減	—	△16,093	—		

注 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額を加算して求められる。

なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされているため、これを含む額で記載している。

本市の一般会計等に当たる会計の実質収支額の状況は、次のとおりである。

当年度は、前年度と同様に全ての会計で実質収支が黒字又は均衡することとなったため、実質赤字額は生じなかった。

(表 4) 一般会計等の会計別実質収支額の対前年度比較

(単位：千円)

会 計 名	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度 増△減額
一般会計	2, 107, 306	1, 955, 240	152, 066
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
雇用対策事業特別会計	39	1, 186	△1, 147
土地取得特別会計	—	—	—
基金特別会計		34, 526	△34, 526
市公債特別会計	638	101	537
市立病院機構病院事業債特別会計	—	—	—
合 計	2, 107, 983	1, 991, 053	116, 930

注 実質収支額の算定上、翌年度へ繰り越すべき財源に、事業繰越及び支払繰延に係るものを含むため、一般会計等の各会計における決算の実質収支額と一致しないものがある。

イ 連結実質赤字比率

全ての会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の合計である連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である連結実質赤字比率について、当年度は、前年度と同様に連結実質赤字額がなかったため発生していない。

なお、早期健全化基準は 16.25%であり、財政再生基準は 30.00%である。

(表 5) 連結実質赤字比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%)

年 度	連結実質赤字額 A	標準財政規模 B	連結実質赤字 比率 A/B	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成 26 年度	—	348,859,404	—	16.25	30.00
平成 25 年度	—	348,875,497	—		
対前年度増△減	—	△16,093	—		

本市の各会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の状況は、次のとおりである。

当年度は、高速鉄道事業特別会計で資金の不足が生じた一方で、自動車運送事業特別会計において資金の不足が解消し、一般会計、公共下水道事業特別会計などにおいて実質収支に黒字又は資金の剰余が生じたため、連結実質赤字額は生じていない。

(表 6) 各会計の実質収支額及び資金剰余額又は不足額の対前年度比較

(単位：千円)

会計名		平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度 増△減額
実質収支額 (公営企業に係る特別会計以外の会計)	一般会計	2,107,306	1,955,240	152,066
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
	雇用対策事業特別会計	39	1,186	△1,147
	土地取得特別会計	—	—	—
	基金特別会計		34,526	△34,526
	市公債特別会計	638	101	537
	市立病院機構病院事業債特別会計	—	—	—
	国民健康保険事業特別会計	1,351,202	622,534	728,668
	介護保険事業特別会計	1,041,903	558,851	483,052
	後期高齢者医療特別会計	628,992	599,203	29,789
	駐車場事業特別会計	—	—	—
	小計 A	5,130,080	3,771,641	1,358,439
資金剰余額又は不足額 (公営企業に係る特別会計)	地域水道特別会計	—	—	—
	京北地域水道特別会計	—	—	—
	特定環境保全公共下水道特別会計	—	—	—
	中央卸売市場第一市場特別会計	780,210	583,894	196,316
	中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—	—	—
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
	土地区画整理事業特別会計	116,718	91,429	25,289
	水道事業特別会計	10,703,252	8,593,481	2,109,771
	公共下水道事業特別会計	20,645,001	21,109,991	△464,990
	自動車運送事業特別会計	737,648	△991,079	1,728,727
	高速鉄道事業特別会計	△3,833,830	△6,176,898	2,343,068
小計 B	29,148,999	23,210,818	5,938,181	
合計 A+B	34,279,079	26,982,459	7,296,620	

注 実質収支額の算定上、翌年度へ繰り越すべき財源に、事業繰越及び支払繰延に係るものを含むため、各会計における決算の実質収支額と一致しないものがある。

ウ 実質公債費比率

地方債の元利償還金と準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は、実質公債費比率算定上の分子及び分母からそれぞれ控除する。）である実質公債費比率については、直近3箇年の平均値をとることとされており、当年度は15.0%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇している。

なお、早期健全化基準は25.0%であり、財政再生基準は35.0%であるが、当年度の比率はこれらを下回っている。

(表7) 実質公債費比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

項 目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
各 年 度 の 単 年 度 実 質 公 債 費 比 率	元利償還金 A	49,047,703	48,048,809	47,013,907	47,552,622
	準元利償還金 B	74,336,428	76,967,170	78,891,708	84,578,779
	A, Bに充当することのできる特定の歳入 C	26,864,160	26,094,003	28,324,903	28,998,943
	A, Bに係る基準財政需要額算入額 D	57,717,687	56,507,547	55,559,660	54,985,488
	標準財政規模 E	349,448,352	348,674,149	348,875,497	348,859,404
	単年度実質公債費比率	13.30072	14.51721	14.32621	16.38355
	$\frac{A+B-C-D}{E-D}$	$\frac{38,802,284}{291,730,665}$	$\frac{42,414,429}{292,166,602}$	$\frac{42,021,052}{293,315,837}$	$\frac{48,146,970}{293,873,916}$
実質公債費 比率 (3 箇年平均)	平成 26 年度		15.0		
	平成 25 年度	14.0			
	対前年度増△減	1.0			
早期健全化基準		25.0			
財政再生基準		35.0			

平成 26 年度の単年度の実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金が増加したことなどから、16.38355%となり、前年度に比べて 2.05734 ポイント上昇している。この比率が平成 23 年度の単年度の比率を上回っているため、3 箇年平均の実質公債費比率については上昇している。

(表 8) 準元利償還金の内容

(単位：千円)

項 目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①	満期一括償還地方債の 1 年当たりの元金償還金に相当するもの	48,901,638	52,208,147	54,532,862	60,889,171
②	一般会計等以外の会計への繰入金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	24,379,836	23,678,927	23,437,230	22,765,433
③	加入組合等への補助金又は負担金のうち、当該組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの	—	—	—	—
④	債務負担行為に基づく支出のうち、地方財政法第 5 条各号に規定する経費に係るもの	1,041,526	1,070,799	921,024	921,669
⑤	一時借入金の利子	13,428	9,297	592	2,506
合 計		74,336,428	76,967,170	78,891,708	84,578,779

エ 将来負担比率

一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額算入額は控除する。）で除した比率である将来負担比率について、当年度は228.9%となり、前年度に比べ1.3ポイント下降している。

なお、早期健全化基準は400.0%であり、当年度の比率はこれを下回っている。また、財政再生基準は設定されていない。

(表9) 将来負担比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

年 度	将来負担額 A	充当可能 財 源 等 B	標準財政 規 模 C	元利償還金、 準元利償還金 に係る基準財 政需要額算入 額 D	将来負担 比 率 $\frac{(A-B)}{(C-D)}$	早 期 健全化 基 準
平成26年度	1,828,538,697	1,155,845,561	348,859,404	54,985,488	228.9	400.0
平成25年度	1,828,929,188	1,153,573,376	348,875,497	55,559,660	230.2	
対前年度増△減	△390,491	2,272,185	△16,093	△574,172	△1.3	

将来負担額の内容は、表10のとおりであり、主なものは一般会計等に係る地方債現在高や、退職手当支給予定額などである。また、充当可能財源等の内容は、表11のとおりであり、主なものは将来負担額に充当できる基金残高などである。

将来負担額が減少し、充当可能財源等が増加したことから、将来負担比率は前年度に比べ下降している。

(表 10) 将来負担額の内容

(単位：千円)

項 目		平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度 増△減額
①	一般会計等の地方債現在高	1,427,474,050	1,414,606,047	12,868,003
②	債務負担行為に基づく支出予定額のうち、 地方財政法第 5 条各号に規定する経費に係 るもの 〔PFI 事業に係る経費のうち建設事業費相 当額、依頼土地の買戻しに係る経費等〕	14,792,019	18,381,107	△3,589,088
③	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還 に充てる一般会計等からの繰入必要見込額	297,998,231	299,275,792	△1,277,561
④	加入組合等の地方債の元金償還に充てる当 該団体からの負担等見込額	—	—	—
⑤	退職手当支給予定額のうち、一般会計等に おける実質的な負担見込額 〔年度末において職員全員が自己都合退 職した場合に、一般会計等が負担する と見込まれる退職手当支給額〕	84,144,119	90,715,142	△6,571,023
⑥	設立した一定の法人の負債の額 (土地開発公社及び地方独立行政法人の負 債の額) ----- そのものために債務を負担している場合 の当該債務のうち、当該法人等の財務・経 営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 〔損失補償を行う出資法人等の債務、公 的保証機関の保証債務及び制度融資に 係る金融機関の貸付けに係る損失補償 債務のうち、一般会計等が負担すると 見込まれる額〕	4,130,278	5,951,100	△1,820,822
⑦	連結実質赤字額	—	—	—
⑧	加入組合等の連結実質赤字額相当額のうち 一般会計等における実質的な負担見込額	—	—	—
将来負担額 (①～⑧合計)		1,828,538,697	1,828,929,188	△390,491

(表 11) 充当可能財源等の内容

(単位：千円)

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度 増△減額
⑨ 表 10 の①から⑥に充てることができる基金残高 (①から⑥に充てることができると思われる基金残高のうち、現金・預金及び国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額)	119,888,178	132,523,087	△12,634,909
⑩ 表 10 の①から⑥に充てることができる特定の歳入の見込額 (①から⑥に充てることができると思われる国庫支出金や公営住宅の使用料、地方債を財源とする貸付金の償還金、都市計画税収入などの見込額)	330,251,359	328,514,572	1,736,787
⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (地方債現在高等のうち、将来普通交付税算定上の基準財政需要額として算入されると見込まれる額)	705,706,024	692,535,717	13,170,307
充当可能財源等 (⑨～⑪合計)	1,155,845,561	1,153,573,376	2,272,185

2 資金不足比率審査

(1) 資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる書類の作成

審査の対象とした資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかについて審査を行ったところ、いずれも適正に行われていると認めた。

平成 26 年度決算における資金不足比率の算定結果は、次表のとおりである。

(表 12) 平成 26 年度決算における資金不足比率

(単位：%)

会計名	算定結果	経営健全化 基 準	(参考) 平成 25 年度
地域水道特別会計	—	20.0	—
京北地域水道特別会計	—		—
特定環境保全公共下水道特別会計	—		—
中央卸売市場第一市場特別会計	—		—
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—		—
農業集落排水事業特別会計	—		—
土地区画整理事業特別会計	—		—
水道事業特別会計	—		—
公共下水道事業特別会計	—		—
自動車運送事業特別会計	—		5.2
高速鉄道事業特別会計	14.8		24.4

(2) 資金不足比率の分析

公営企業に係る会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率である資金不足比率について、当年度は、高速鉄道事業特別会計で発生している。その他の会計については、資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

高速鉄道事業特別会計に係る資金不足比率算定結果の対前年度比較は、次のとおりである。

なお、経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は 20.0%である。

(表 13) 高速鉄道事業特別会計に係る資金不足比率算定結果の対前年度比較

(単位：千円，%，ポイント)

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	対前年度増△減
A 流動負債（控除企業債等を除く。）	32,759,478	34,125,475	△1,365,997
B 算入地方債現在高	—	—	—
C 流動資産（控除財源等を除く。）	1,842,312	3,209,213	△1,366,901
D 解消可能資金不足額	27,083,336	24,739,364	2,343,972
E 資金の不足額 A + B - C - D	3,833,830	6,176,898	△2,343,068
F 事業の規模	25,864,707	25,284,796	579,911
資金不足比率 E / F	14.8	24.4	△9.6

高速鉄道事業特別会計について当年度は、解消可能資金不足額が増加したことに伴い資金の不足額が減少し、事業の規模が増加したことから、資金不足比率は前年度に比べ 9.6 ポイント下降し、14.8%となり経営健全化基準の 20.0%を下回ることとなった。